

後期高齢者医療保険料の徴収猶予の考え方

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

（保険料の徴収猶予）

第 17 条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第 108 条第 2 項及び第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

徴収猶予は、

- ① 条例第 18 条に規定する減免に該当しない場合
- ② 一時的に納付が困難な場合

と考える。さらに被保険者と納付相談し、分割納付を行わせることで徴収猶予期限到来後には完納できるようにすることと考える。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

◆基準日

- ・災害が発生した日

◆対象保険料

- ・災害が発生した日の属する月から起算して 6 箇月間における保険料

◆条件

- ・被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第 1 号）
- ・官公庁等が発行する 災証明書
- ・保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
- ・家屋の評価額がわかる書類（例：固定資産税課税台帳や課税明細書など）
- ・補償金等がある場合は、補償金等の支給決定通知書の写し

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する月から6箇月における保険料

◆条件

- ・死亡、長期入院（申請日において1年以内に91日以上入院）又は心身に重大な障害を受けたことによりその者の所得が減少したことで納付が困難な場合。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第1号）
- ・同意書
- ・長期入院を理由とする場合 長期入院（申請日において1年以内に91日以上入院）が証明できる書類（例：領収書等）
- ・重度の障害 障害の度合いがわかる書類や障害者手帳の写し
- ・その他、所得の減少が証明できる書類

◆その他

- ・過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する月から6箇月における保険料

◆条件

- ・事業の休廃止、失業などにより所得の減少が明らかで納付が困難な場合
※定年退職や自己都合による退職（自発的失業）は該当しません。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第1号）
- ・同意書
- ・事業の休廃止の場合 公的機関（税務署や保健所など）への休業または廃止の届出書の写し、または休業や廃業が確認できる書類
- ・休職の場合 休職証明書
- ・失業の場合 離職票や雇用保険受給資格者証明書など
- ・傷病が原因の離職の場合 傷病により就労困難であることが明記された医師の診断書
- ・その他、所得の減少が証明できる書類

◆その他

- ・過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する月から6箇月における保険料

◆条件

- ・自然災害などにより所得の減少が明らかで納付が困難な場合

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第1号）
- ・同意書
- ・保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
- ・農業共済組合または農業協同組合等が発行する被害証明書等
- ・その他、所得の減少が証明できる書類
- ・補償金等がある場合は、補償金等の支給決定通知書の写し

◆その他

- ・過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。

(5) その他 特別な事情があるとき。

例えば、減免申請の意思表示があり、減免基準に該当する見込みの者で、減免申請に必要な書類を揃えることが時期的に困難な場合、揃えられる期間までを猶予する場合などに適用する。

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する月から6箇月における保険料

◆申請書類

- ・その他 特別な事情があることを証明する書類

後期高齢者医療保険料の減免の考え方

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

（保険料の減免）

第 18 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

「必要があると認められるもの」とは、「保険料の納付が困難になった場合」であり、各号に定める特別な理由を要件として当該保険料を対象に罹災の程度や所得減少を基に減免するものである。

- (1) 被保険者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合を想定している。

◆基準日

- ・災害が発生した日

◆対象保険料

- ・災害が発生した日の属する月から起算して1年間における保険料

◆条件

- ① 被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合。
- ② 損害保険等により補填される場合はその金額を除く。
- ③ 官公庁などが発行するり災証明書等、その他必要な書類を提出してもらう。

◆減免率

前年中の世帯の 合計所得金額	損害の程度	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下	2 分の 1	全部
500 万円を超え 750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分の 1	4 分の 1

※受けた損害の金額については、保険金、損害保険等により補填されるべき金額を除いた額である。

◆算定方法

- ・減免額は、本算定後の年間保険料を月割し、災害が発生した日の月から 1 年間の保険料に減免率を乗じて得た額。

※減免率を乗じて得た額（1 円未満切り上げ）とする。

- ・納付済額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。
- ・過年度賦課分の算定についても、同様とする。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第 5 号）
- ・官公庁等が発行する 災証明書
- ・保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
- ・家屋の評価額がわかる書類（例：固定資産税課税台帳や課税明細書など）
- ・補償金等がある場合は、補償金等の支給決定通知書の写し
- ・家財に関する損害財産一覧申立書

- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

世帯主の死亡、被保険者、世帯主の障害、入院という心身にかかる事故を原因として事業所得・給与所得等が減少した場合

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する当該年度に賦課された保険料

◆条件

- ①死亡、長期入院などの事実発生があれば、ただちに減免するものではなく、それらの事実が直接の要因となって所得が減少し、納付が困難となった場合。
- ② 保険料の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 前年に譲渡所得又は一時所得があったが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して 30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。
- ④ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆減免率

前年中の世帯の 合計所得金額	世帯の合計所得 見込み額の減少 の割合	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下		2 分の 1	4 分の 3
500 万円を超え 750 万円以下		4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下		8 分の 1	4 分の 1

◆算定方法

- ・減免額は、本算定後の年間保険料額に減免率を乗じて得た額。
※減免率を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- ・納付済額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。

- ・過年度賦課分の算定についても、同様とする。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第5号）
- ・同意書
- ・長期入院を理由とする場合 長期入院（申請日において1年以内に91日以上入院）が証明できる書類（例：領収書等）
- ・重度の障害 障害の度合いがわかる書類や障害者手帳の写し
- ・その他、所得の減少が証明できる書類

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

前号の心身にかかる要件ではなく、事業等の休廃止、失業、社会的経済的な要因によって収入が減少した場合

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する当該年度に賦課された保険料

◆条件

- ① 事業の休廃止、失業などの事実の発生があれば、ただちに減免するものではなく、それら事実が要因となって所得が減少し、納付が困難になった場合。
- ② 保険料の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 前年に譲渡所得又は一時所得があったが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。
- ④ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆減免率

前年中の世帯の 合計所得金額	世帯の合計所得 見込金額の減少 の割合	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下		2 分の 1	4 分の 3
500 万円を超え 750 万円以下		4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下		8 分の 1	4 分の 1

◆算定方法

- ・減免額は、本算定後の年間保険料額に減免率を乗じて得た額。
※減免率を乗じて得た額（1 円未満切り上げ）とする。
- ・納付済額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。
- ・過年度賦課分の算定についても、同様とする。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第 5 号）
- ・同意書
- ・事業の休業廃止の場合 公的機関（税務署や保健所など）への休業または廃止の届出書の写し、または休業や廃業が確認できる書類
- ・休職の場合 休職証明書
- ・失業の場合 離職票や雇用保険受給資格者証明書など
- ・傷病が原因の離職の場合 傷病により就労困難であることが明記された医師の診断書
- ・その他、所得の減少が証明できる書類

◆その他 注意事項

- ・定年退職や自己都合による退職は保険料減免の対象になりません

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第 1 次産業従事者の収入が、自然災害を原因として減少した場合

◆基準日

- ・申請日

◆対象保険料

- ・申請日の属する当該年度に賦課された保険料

◆条件

- ① 事業の休廃止、失業などの事実の発生があれば、ただちに減免するものではなく、それら事実が要因となって所得が減少し、納付が困難になった場合。
- ② 保険料の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 前年に譲渡所得又は一時所得があったが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して 30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。
- ④ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆減免率

前年中の世帯の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全部
300 万円を超え 400 万円以下であるとき	10 分の 8
400 万円を超え 600 万円以下であるとき	10 分の 6
600 万円を超え 800 万円以下であるとき	10 分の 4
800 万円を超え 1,000 万円以下のとき	10 分の 2

◆算定方法

- ・減免額は、本算定後の年間保険料額に減免率を乗じて得た額。
※減免率を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- ・納付済額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。
- ・過年度賦課分の算定についても、同様とする。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第5号）
- ・同意書
- ・保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
- ・農業共済組合または農業協同組合等が発行する被害証明書等

- ・その他、所得の減少が証明できる書類
- ・補償金等がある場合は、補償金等の支給決定通知書の写し

(5) その他特別な事情があるとき。

刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された期間（給付制限を受ける期間。高齢者医療確保法第 89 条）にかかる保険料の減免を想定している。

◆基準日

- ・申請日
- ・給付制限を受けていた期間

◆対象保険料

- ・給付制限を受けていた期間の保険料

◆条件

- ・在監証明書等の提出によって拘禁期間を確認し、基準日に遡及し減免する。
- ・期間の算定は、拘禁された日の属する月から拘禁されなくなった日の属する月の前月までとする。

◆減免率：100%

◆算定方法

- ・減免対象保険料は、年間保険料を月割りした金額に拘禁期間を乗じて得た金額とする。
- ・納付済額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。

◆申請書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第 5 号）
- ・刑事施設等に拘禁されていた場合 在監証明書など
- ・その他 特別な事情があることを証明する書類